

第7期拡張事業

— 水道事業の統合 —

平成12年
（西暦2000年）

2つの水道事業

市の水道事業は、多様化した利用者のニーズに応えるための施設整備を進めてきましたが、市の水道が抱える最も大きな課題は解決されていませんでした。それは1つの行政区域に「春日井市水道事業」と「高蔵寺水道事業」という2つの水道事業が存在することでした。

もともと水のない丘陵地に高蔵寺ニュータウンが計画されたのは、木曾川の水を知多半島へと導水する愛知用水がこの地域を通り、水源の確保が容易であったためです。これを利用して同地区への給水を担ったのは、開発を計画した日本住宅公団（現・都市再生機構）であり、昭和43年より独自に「高蔵寺水道事業」として給水を開始しました。これにより市内に2つの水道事業者が存在することになりました。この2つの事業者は同じ春日井市民の間で給水サービスに格差が出ないよう、昭和56年4月から水道料金の設定を同一にするなど努力をしましたが、取扱窓口が違う

場所にあるなどの問題も抱えていました。

さらに、この2つの水道は水源が異なっていたため、平成6年8月、牧尾ダムの枯渇により高蔵寺ニュータウン地区は時間断水が10日間にわたって続き、住民は不便を強いられることになりました。一方、同じ市内でも「春日井市水道事業」が給水する地域は節水で済み、給水サービスに格差が生じるようになりました。この格差を解消するため、市は平成12年4月1日、「高蔵寺水道事業」を「春日井市水道事業」へ統合しました。

これを機に、第6期拡張事業の後半3か年に加えて、災害時に対応できる施設整備、水質管理の強化を盛り込んだ第7期拡張事業に着手しました。

庄名ポンプ場による水源の安定化

高蔵寺ニュータウン地区には従来、牧尾ダムを水源とする愛知用水からの水道水が供給されていましたが、渇水による断水などを防ぐため、地下水と岩屋ダムを水源とする木曾川用水からの水道水も供給することになりま



庄名町・庄名ポンプ場



高森台・高蔵寺高区配水場
（平成12年住宅・都市整備公団（現・都市再生機構）より移管）

した。この水源の複数化を実現したが、平成14年12月に整備した庄名ポンプ場です。

庄名ポンプ場は、最大送水量が1日1500立方メートルという能力を備えていました。このポンプ場が完成したことで、両地域の管網の間が送水管で継がれることになり、ついに「春日井市水道事業」と「高蔵寺水道事業」は一体化しました。

高蔵寺ニュータウン地区は愛知用水と木曾川総合用水という2つの県営水道からの水が送られることになり、これまで以上の安定給水が可能になるとともに、給水サービスの均一化も実現しました。

地震災害への備え

国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率を60～70%程度と公表しています（算定基準日は平成18年1月1日）。愛知県は、阪神・淡路大震災の経験から得られた最新の知見や予測技術と県が実施した活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施し、平成15年5月に県内各市町村ごとの調査結果を発表しました。

当市では、東海地震が単独で発生した場合に震度5弱以下が市域の88%、東南海地震が単独発生した場合に震度5強が52%、東海・東南海地震が連動して発生した場合に震度5強が63%と高い率を示しています。

第7期拡張事業では、このような地震対策として、緊急時の給水拠点を確保するため、桃山配水場の3つの配水池、高蔵寺高区・中区配水池および東神明配水池に緊急遮断弁を設置したほか、送配水管に耐震継手を導入し、耐震化を進めています。また、廻間送水場に排水処理設備を整備するとともに、平成16年度には知多配水場のpH調整設備を整備しました。

水道法の一部改正による影響

平成15年には水道法が一部改正され、貯水槽水道を設置する場合の、水道事業者と当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が定められました。これに基づく条例において、市は、貯水槽水道の管理に関して必要と認める場合には、貯水槽水道の設置者へ指導、助言、勧告を行い、貯水槽水道の管理等に関する情報の利用者への提供を行うことが義務付けられました。

また、簡易専用水道の設置者は、法に基づ

第7期拡張事業計画

計画給水区域	高座台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、白山町1丁目、8丁目、9丁目、藤山台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁目、10丁目、岩成台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁目、10丁目、高森台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁目、10丁目、石尾台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、中央台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、押沢台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目	
計画目標年度	平成22年度	
給水人口	31万9,000人(平成22年度)	
1日最大給水量	142,100m ³ (地下水22,900m ³ 、木曾川総合用水98,700m ³ 、愛知用水20,500m ³)	
水源の種別	深井戸からの地下水・木曾川総合用水・愛知用水	
取水地点	――	
浄水方法	――	
工事期間	計画期間	平成12年度～22年度
	実施期間	平成12年4月1日～
事業費	予定総額	78億9,700万円
	実施総額	42億6,635万円(平成17年度末現在)

き貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならないとされました。さらに、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、給水条例施行規程に基づき、管理及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならなくなりました。

この水道法の改正では、鉛の水質基準についても基準値が強化されたため、既存の給水装置を布設替えする事業にも着手しています。

これからの水道

現在進められている第7期拡張事業は、平成22年度末に給水人口31万9000人、1日最大14万2100立方メートルの給水能力を想定して計画されました。しかし、市の人口は、事業に着手した平成12年に29万人台に乗りましたが、30万人を超したのは5年後の平成17年で、この年を基準に今後の人口を推計してみると、平成22年度にやっと31万人に手が届くと予測されます。また、環境問題に関する意識が市民レベルで向上している現在、大切な資源である水が無駄に使わないための節水がクローズアップされており、平成22年度末には想定した給水量まで達しないと予測され、今後の計画内容の見直しも検討されています。

平成17年度の業務実績としては、総配水量は3563万82立方メートルで、前年度に比べて0.2%の減少、有収水量は3332万3359立方メートルで、前年度に比べて0.1%の減少でした。平成17年度の配水量は、前年度と比べ減少しましたが、このことは、昨今の節水意識の浸透拡大、節水型機器の開発普及などにより、市民一人ひとりの使用する水量が減少したためと考えられ、この傾向は、今後も続くものと予想されます。

市の水道は給水開始から50年が経過し、主要施設のほとんどが老朽化しているため、順次新しい施設への更新が求められています。また、水道を取り巻く環境は、従来の増加する水需要に応えるための「拡張の時代」から、安全で安定した給水を「維持する時代」へと移行しています。今後は、安定した給水を維持していくため、施設の耐震化を含めた更新整備を計画的に進めていくことが重要な課題になっています。



桃山配水場